



～ トップが打ち出す方針 みんなで共有
生み出す安全・安心 ～

建設業に求められる労働衛生対策 について

東京労働局労働基準部健康課

説明する内容について

- 建設業の労働衛生対策
 - ① 粉じん障害防止対策
 - ② 酸素欠乏症等予防対策
 - ③ 化学物質による労働災害の防止対策
 - ④ 化学物質リスクアセスメント・その他

①粉じん障害防止対策

「じん肺」とは？

主として小さな土ぼこりや金属の粒などの粉じんを長い年月にわたって多量に吸い込むことで、肺の組織が線維化し、硬くなって弾力性を失ってしまった病気を「じん肺」といいます。

いったんじん肺にかかると、もとの正常な肺にはもどらず、粉じん作業をやめた後も病気は進行します。

現在、じん肺を治す根本的な治療がないため、じん肺にかからないための措置として、粉じんの発生源対策、局所排気装置等の適正な稼働、呼吸用保護具の適正な着用などにより、粉じんへの「ばく露防止対策」を徹底することが重要です。



じん肺予防対策

「第9次粉じん障害防止総合対策」を踏まえ、東京局では下記(1)から(5)について、恒常的に取り組むこととしています。

第9次粉じん障害防止総合対策

(平成30年度から平成34年度までの5か年)

- (1) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
- (2) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- (3) 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
- (4) じん肺健康診断の着実な実施
- (5) 離職後の健康管理の推進
- (6) その他地域の実情に即した事項（アーク溶接・金属研磨）

有効な呼吸用保護具とは、**国家検定品の防じんマスクと電動ファン付き呼吸用保護具**です

屋外での金属をアーク溶接作業は「粉じん作業」です

(平成24年4月1日施行)

- 呼吸用保護具(防じんマスク)の使用
- 休憩設備の設置
- じん肺健康診断の実施及び実施状況報告

電動ファン付き呼吸用保護具を使用しましょう

ずい道等建設工事において、動力を用いて鉱物等を掘削する場所での作業や動力を用いて鉱物等を積み込み・積みおろす場所での作業、コンクリート等を吹き付ける場所での作業においては、電動ファン付き呼吸用保護具を使用させなければなりません(平成12年12月26日)

呼吸用保護具の適切な着用

- 保護具着用管理責任者の選任
- 呼吸用保護具の適正な選択、使用および保守管理の徹底(平成17年2月7日)

「ずい道等建設労働者健康管理システム」の構築・運用

ずい道等建設工事に従事する労働者の健康管理の充実を図るため、当該労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等を一元管理が建設業労働災害防止協会により、平成31年1月から行われます。

事業者は、ずい道等建設工事に従事する労働者の同意を得て、建設業労働災害防止協会に健康情報等を提供することとなります。

● 問題

労働者が健康診断を定期的にも別の事業場に転職した場合、健康診断の情報が散逸してしまう。

事業者が、過去の健康診断結果に基づく適正な作業配置が困難になってしまう。

● メリット

システム稼働以降の情報は、システムから簡単に、かつ正確に確認できるので、労働者本人の健康管理に役立ちます。

蓄積された健康診断情報は再就職の際に、自身の健康状態を証明する手段になります。

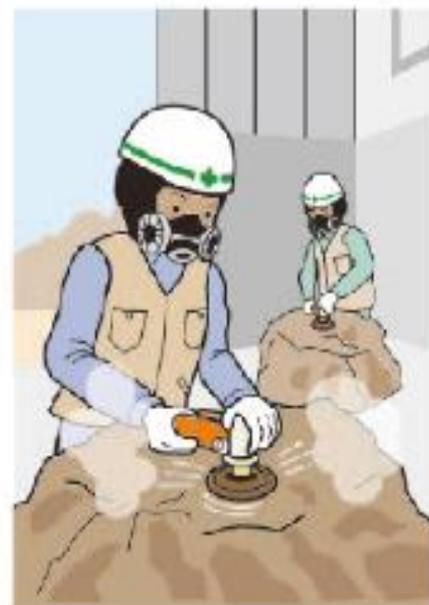
1

岩石・鉱物の研磨作業、又はばり取り作業と、 鉱物等の破砕作業にかかる粉じん障害防止対策

「粉じん則及びじん肺法施行規則」の改正（平成26年7月及び平成29年6月施行）により、屋外での作業を含め、以下の作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具を着用させましょう。

＜呼吸用保護具の着用が必要な作業＞

- ・ 手持式または可搬式動力工具による岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業
- ・ 手持式動力工具を用いた鉱物等の破砕作業



呼吸用保護具の使用の徹底と適正な使用の推進

労働者に対し、防じんマスクなどの使用の必要性について教育を行い「保護具着用管理責任者」を選任し、以下のことを実施させましょう。

- 呼吸用保護具の選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導
- 呼吸用保護具の保守管理及び廃棄
- 呼吸用保護具のフィルタの交換の基準を定め、フィルタの交換を記録する台帳を整備すること等フィルタ交換の管理

労働者に呼吸用保護具を使用させる際には、適正に着用させましょう。

解体作業等において、法令上必要にもかかわらず現場監督など事業者側の判断により防じんマスクなどを外させることは認められません。

<電動ファン付き呼吸用保護具を使いましょう>

電動ファン付き呼吸用保護具は、マスク面体内が陰圧にならないため、防護性能が高く、楽に呼吸できます。このたび新たに、じん肺管理区分が管理2、管理3イの労働者が粉じん作業に従事する場合には、電動ファン付き呼吸用保護具を使用させることが望ましいこととされました。



4

じん肺健康診断の着実な実施



粉じん作業に労働者を従事させる際には、じん肺法に基づき「じん肺健康診断」の実施が事業者には義務づけられています。労働者の健康管理のためにじん肺健康診断を実施しましょう。

また、じん肺健康管理実施状況報告を毎年提出しましょう。

じん肺の定期健康診断

粉じん作業従事との関係	じん肺の定期健康診断	頻度
常時粉じん作業に従事	1	3年以内ごとに1回
	2, 3	1年以内ごとに1回
常時粉じん作業に従事したことがあり、現に非粉じん作業に従事	2	3年以内ごとに1回
	3	1年以内ごとに1回

じん肺施行規則第37条

毎年、12月31日現在におけるじん肺に関する健康管理の実施状況を、翌年2月末日までに、所轄労働基準監督署に提出（当該年にじん肺健康診断を実施しなかった場合も要報告）。

※「じん肺管理区分」は、「管理1」～「管理4」の5段階に分かれています。「管理1」は、じん肺の所見がないという区分ですが、「管理2」以上は、じん肺の所見があることを示しています。

5

離職後の健康管理の推進

じん肺管理区分2又は3の方は離職後、都道府県労働局に申請することにより、健康管理手帳が交付され、健康管理手帳所持者は無料で健康診断を年に1回受けることができます。

じん肺は経過が長く長期的な健康管理が重要です。事業者は、離職する方に対して、健康管理手帳制度について周知してください。

詳しくは都道府県労働局にお問い合わせください。



②酸素欠乏症等予防対策

酸素欠乏症

空気中の酸素濃度が低下することを酸素欠乏といい、酸素欠乏状態の空気を吸入することで酸素欠乏症にかかります。酸素欠乏症にかかると目まいや意識喪失、さらには死に至る場合があります。

硫化水素中毒

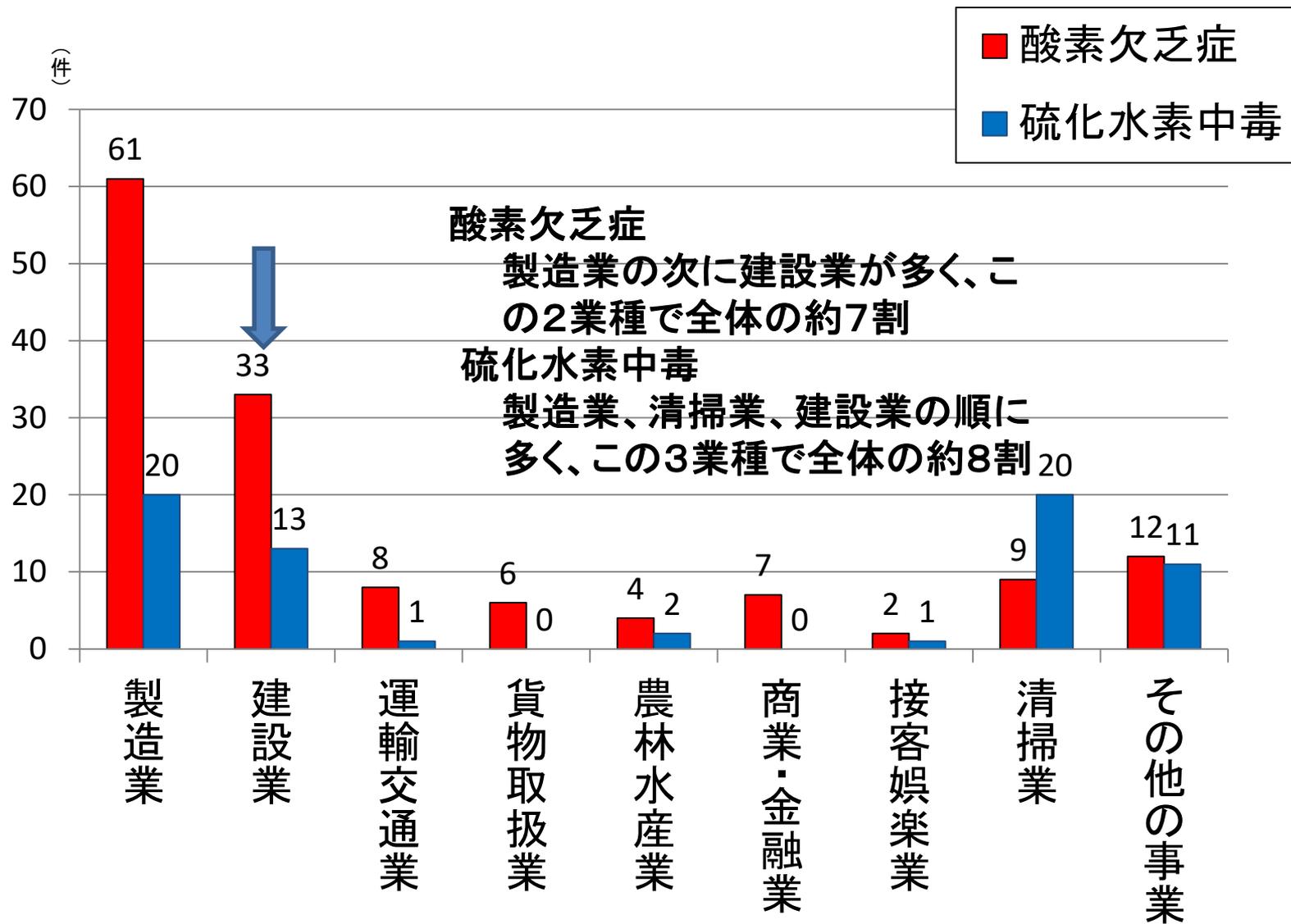
硫化水素は自然界の様々な状況で発生しています。汚泥等の攪拌や化学反応等によっては急激に高濃度の硫化水素ガスが空気中に発散されることもあります。硫化水素ガスは嗅覚の麻痺や眼の損傷、呼吸障害、肺水腫を引き起こし、死に至る場合もあります。

酸素欠乏：酸素濃度18%未満
硫化水素中毒：硫化水素濃度が100万分の10を超える空気を吸入することにより生ずる。

原因

- ①物の酸化（塗料の酸化等）
- ②穀物等の呼吸（チップの貯蔵等）
- ③有機物の腐敗・微生物の呼吸
汚水・汚泥・し尿・雨水などが関連
マンホール・ピット・暗きよなど
- ④地層からの酸欠空気噴出
- ⑤無酸素気体による空気の置換
溶接作業によるアルゴンガス
炭酸ガス消火設備

業種別発生状況（全国）（平成11年～30年、累計値）



酸素欠乏症による死亡労働災害事例（全国、建設業）

	発生状況
①	窒素ガスを充填した炭酸ガス再生塔の換気を行う準備のためマンホールを開放する作業を行っていたところ意識を失った状態で発見された。（死亡1名）
②	住宅新築工事現場において污水管の埋設のため掘削機で掘削中、埋めてあったガス管を破損させたため、掘削部に入り補修作業をしていたところ、流出したガスによって酸素欠乏状態となったため、死亡した。（死亡1名）

硫化水素中毒による労働災害事例（全国、建設業）

	発生状況
①	汚水圧送管の空気抜き弁を交換するため、マンホールピット内に3名が入り、空気抜き弁を取り外したところ、当該圧送管から漏れ出した硫化水素を吸引して2名が被災し、そのうちの1名が死亡したもの。
②	雨水枡内で雨水枡の底に溜まった土砂を除去する作業を行っていたところ、雨水枡で発生した硫化水素を吸引し、死亡したもの。（1名死亡）
③	地上の溝と下水道管を接続する直径80cmの鋼管設置工事において、被災者が縄梯子で地下約6mの鋼管内に降りて作業を行ったところ、下部の水面付近に滞留した高濃度の硫化水素を吸入し倒れた。（1名死亡）

防 止 対 策

酸素欠乏危険場所の事前確認

タンク、マンホール、ピット、槽、井戸、たて坑などの内部が酸素欠乏危険場所に該当するか、作業中に酸素欠乏空気及び硫化水素の発生・漏洩・流入等のおそれはないか、事前に確認すること。

立入禁止の表示

酸素欠乏危険場所に誤って立ち入ることのないように、その場所の入口などの見やすい場所に表示すること。

作業主任者の選任

酸素欠乏危険場所で作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を選任し、作業指揮等決められた職務を行わせること。

特別教育の実施

酸素欠乏危険場所において作業に従事する者には、酸素欠乏症、硫化水素中毒の予防に関すること等の特別教育を実施すること。

測定の実施

測定者の安全を確保するための措置を行い、酸素濃度、硫化水素濃度の測定を行うこと。

換気の実施

作業場所の酸素濃度が 18%以上、硫化水素濃度が 10ppm 以下になるよう換気すること。

継続して換気を行うこと。

酸素欠乏空気、硫化水素の漏洩・流入がないようにすること。

保護具の使用

換気できないとき又は換気しても酸素濃度が 18%以上、硫化水素濃度が 10ppm 以下に出来ないときは、送気マスク等の呼吸用保護具を着用すること。

保護具は同時に作業する作業者の人数と同数を備えておくこと。

二次災害の防止

酸素欠乏災害が発生した際、救助者は必ず空気呼吸器等又は送気マスクを使用すること。

墜落のおそれのある場合には安全帯を装備すること。

救助活動は単独行動をとらず、救助者と同じ装備をした監視者を配置すること。

③化学物質による労働災害の防止対策

建設業における最近の化学物質による災害事例（中毒）

	災害のあらまし	疾病名
①	高速道路の鉄骨部分の塗装作業を行うためのケレン作業を行っていたところ、旧塗膜下地の鉛丹粉じんを吸い込んだ作業員1名が激しい腹痛、足のしびれを起こし、病院での診断の結果、鉛中毒と診断されたため、他の労働者も鉛健康診断を受けたところ、血中鉛量の高い数値から鉛中毒と診断。	鉛中毒 （休業14名）
②	高速道路の鉄骨部分の塗り替え塗装工事のため、剥離剤により軟化膨潤した状態の既存塗膜を手工具（スクレパー）で剥がす作業を行っていたところ、作業員2名が気分の悪さを訴え、病院に搬送したところ急性薬物中毒と診断された。	急性薬物中毒（休業2名）
③	公園内の防火貯水槽設置工事において、新設タンク（貯水槽）内にて、塗料の吹付による仕上げ作業を行っていたところ、作業開始からおよそ30分ほどでタンク内で動けなくなっているのを他の作業員に発見され、病院に救急搬送された。（医師によりトルエン中毒と診断）	トルエン中毒、意識障害ほか（休業1名）
④	工場新築工事現場において、一階排水処理室の排水貯留槽ピット（気積 約10立米）内を一人で防水塗料塗布作業を行う予定であった防水工（被災者）が当該作業日の2日後に当該ピット内で仰向けになって倒れて死亡しているのが発見された。	急性トルエン中毒 （死亡1名）

建設業における最近の化学物質による災害事例（負傷）

	災害の程度(休業見込)	災害のあらまし
①	4か月	<p>厚さ50cmのコンクリート打設中、コンクリートが作業衣（ヤッケと作業着、長靴）に浸透したため、作業を中断して洗い流したがアルカリ性皮膚炎になった。</p> <p>◆類似災害</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年6月、段上のデッキ部のコンクリート打設中にコンクリートが腰から足にかかったまま作業を続けたため皮膚炎になった。（休業2か月） 平成30年7月、コンクリート打設作業において、コンクリートが付着したホースを抱えて移動した際に作業着に付着し、皮膚炎になった。（休業4日）
②	1か月	<p>橋面の樹脂舗装作業において、樹脂とエポキシ系硬化剤を混ぜて攪拌機で攪拌の際に飛散して足に付着し、皮膚炎になった。</p> <p>◆類似災害</p> <p>平成27年5月、鉄部の錆止め作業に必要な塗料の準備において、使いかけのエポキシ樹脂塗料の入った缶を素手で持ったため、缶に付着していたエポキシ樹脂が手に付着したがよく洗い流さなかったため皮膚炎になった。（休業1か月）</p>

有機溶剤中毒災害事例

個人住宅の改修工事において、室内の塗装作業中に発生したもの

(災害発生原因)

- 長時間にわたって密閉された室内で有機溶剤を多量に使用
- 納期がせまっていたため適切な作業計画を作成せず作業
- 換気をせず、防毒マスク等を使用していなかった
- 有機溶剤作業主任者である事業主が適切な作業指揮を行っていないこと

(災害防止対策)

- 作業場所の環境に適した作業計画の策定と実行
- 換気の実施、防毒マスクの着用
- 作業主任者の職務履行
- 安全衛生教育の実施

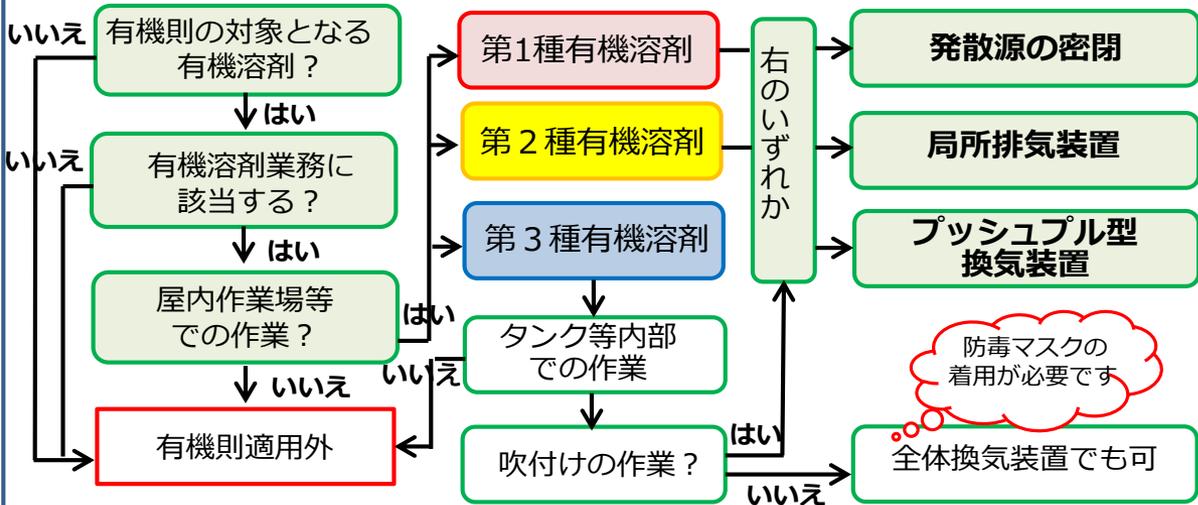
有機溶剤を正しく使いましょう

管理の後退が懸念されます

有機溶剤蒸気の発散源対策

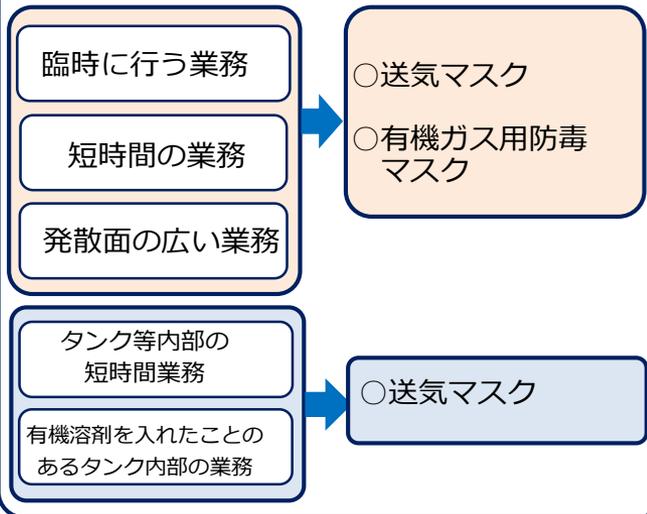
有機溶剤の発散源を確認し、適切な設備を設置しましょう

スタート



有機溶剤業務における呼吸用保護具

局所排気装置等を設置しない場合



危険有害性の確認と周知

- 使用の際はSDSにより有機溶剤の種類、含有率確認
- 各有機溶剤の有害性を確認
- SDSが付されていない場合は供給元（メーカー、代理店等）に提供を求める

譲渡・提供するとき

- 容器・包装への表示
 - ・ラベル表示義務(法第57条)
- 文書の交付
 - ・SDS交付義務(法第57条の2)

作業主任者の選任

- 屋内作業等において有機溶剤業務を行うとき
- 有機溶剤作業主任者の選任
 - 作業主任者の職務の励行
 - ・作業の方法を決定し、労働者を指揮する
 - ・保護具の使用状況を監視する

作業環境管理

- 第1種・第2種有機溶剤に係る有機溶剤業務を行う屋内作業等
- 作業環境測定士による作業環境測定の実施(6月以内毎)
 - 測定の結果及び評価の結果を3年間保存

掲示と保管

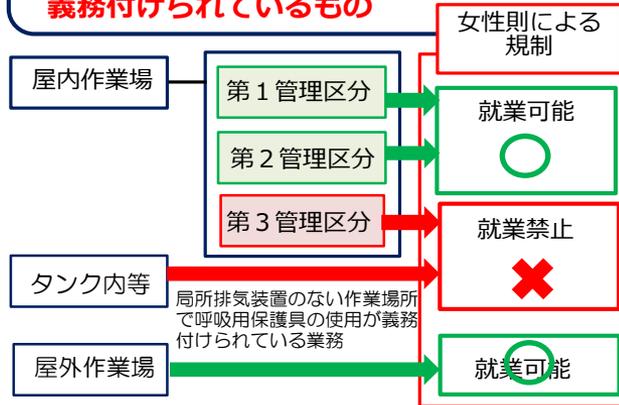
- 掲示
 - ・作業主任者の氏名・職務
 - ・有機溶剤が人体に及ぼす作用
 - ・有機溶剤の区分の表示
- 貯蔵および空容器の処理
 - ・堅固な容器を用い、施錠できる換気の良い場所に保管
 - ・空容器は密閉するか、屋外の一定場所に集積

健康管理

- 雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に健康診断を実施(5年間保存)
- *第3種有機溶剤の場合、タンク等の内部における業務に限る。

女性労働者の就業を禁止する業務

- 労働安全衛生法令に基づく作業環境測定の結果「**第3管理区分**」となった**屋内作業場**
- タンク、船倉内**などで規制対象の化学物質を取り扱う業務で、**呼吸用保護具の使用が義務付けられているもの**



「建設業における有機溶剤中毒予防のためのガイドライン」（平成9年）

- 地下室・浴室・タンク内等の通気不十分な場所での塗装・防水作業などは要注意。

①労働衛生管理体制

～専門工事業者が行うこと

- 作業手順書の作成、作業者の指揮
- 保護具使用状況の監視
- 換気設備、警報装置等の確認及び改善

～元方事業者が行うこと

- 作業手順書の確認等
- 有機溶剤作業主任者の職務履行状況の確認
- 作業場所の巡視
- 作業方法不適切の場合、改善の指導

②作業管理

～作業開始前

- 有害性の少ない有機溶剤等を選択
- 機械設備等の故障の有無の確認
- 適切な保護具の選択（防毒マスク、送気マスク等）
- 保護具の必要数の確認、有効かつ清潔保持の確認
- **有機溶剤等の危険有害性の確認及び周知徹底**

～作業中

- 適切な保護具の使用
- 有機溶剤に直接ばく露しないようにする
- 作業手順書に沿った作業

～作業終了後

- 残存する有機溶剤等の容器及び空容器は、その日ごとに持ち帰り密閉したうえで専用の保管場所に保管する
- 再使用する保護具は清潔にしておく
（防毒マスクの吸収缶は栓を閉め、又は密閉して保管）



③有機溶剤等の危険有害性の確認と周知徹底

- 安全データシート（SDS）により危険有害性を確認
- 危険有害性、事故発生時の措置について周知徹底
- 人体に及ぼす作用、取り扱い上の注意事項、中毒発生時の応急措置等を見やすい場所に掲示

④呼吸用保護具の使用

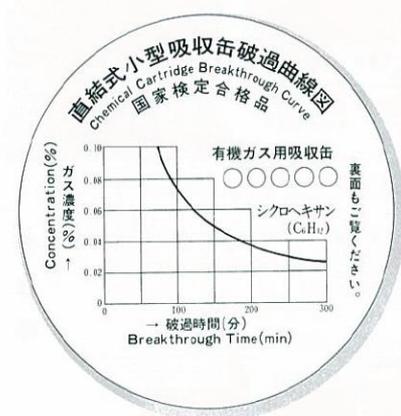
（送気マスクまたは有機ガス用防毒マスクの使用）

～作業前の管理

- 余裕ある使用限度時間の設定
- 吸収缶の予備を備えておく

～作業中の管理

- 使用時間記録カードに使用時間を記録する
- 設定された使用限度時間を超えて使用しない



使用時間記録
Time Record of Use

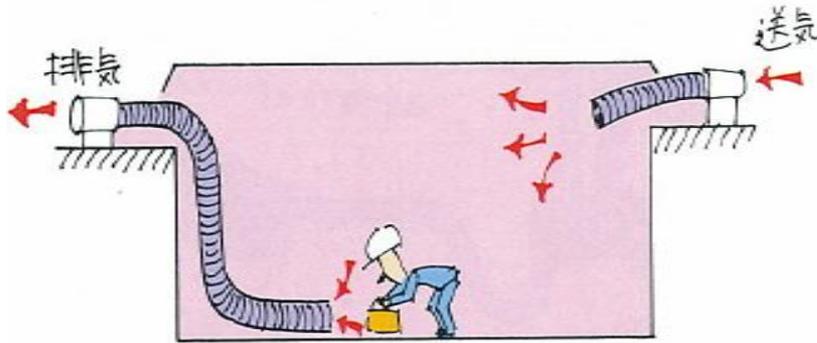
年月日 Date	使用時間 Used Time	時間(分) Time(min)	累計(分) Total Time
	~		
	~		
	~		
	~		

(注) 吸収缶の有効時間はガス濃度、温度、湿度、呼吸量等によって異なりますが、特にガス濃度によって大きく左右されます。高濃度のガスに対しては比較的短い、低濃度のガスに対しては非常に長くなることや表面の破過曲線図からお判りいただけるようになります。作業現場のガス濃度を測定して、図面から有効時間を算定してください。使用時間の累計が有効時間に達したときは、新しい吸収缶と取り替えてください。

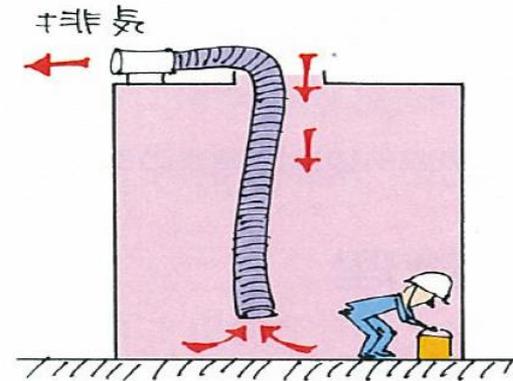
96.6.250B ap

⑤作業環境管理

～作業場所に応じた適切な換気を実施



●地下室の換気



●小型タンクの換気

⑥警報装置の使用等

⑦健康管理

- 雇入れ時、一般（定期）、有機溶剤等健康診断の実施

⑧労働衛生教育

- 有機溶剤等化学物質の危険有害性
- 健康管理、作業管理、作業環境管理の方法
- 換気設備、呼吸用保護具の使用方法
- 関係法令 等

鉛等有害物の含有する「塗料の剥離やかき落とし」作業について



老朽化した高速道路や橋脚の工事現場で古くなった赤い鉛の塗料を剥がす際に、飛散する鉛を吸い込むなどして鉛中毒を発症するリスクが高まっています。

工事発注者

情報の提供 必要経費の配慮

- 施工者に、塗布されている塗料中の鉛やクロム等の有害な化学物質の有無について把握している情報を提供する。
- 塗料中の有害物の調査やばく露防止対策について必要な経費等の配慮を行う。

請負業者

成分の把握

- 発注者に問い合わせる等して、橋梁等建設物に塗布された塗料の成分を把握すること。

「災害事例」

都内の高速道路の既設鋼桁塗替え塗装工事のため、既存の塗装を剥がす（ケレン）作業を行っていた作業員14名が鉛中毒になった。塗料には鉛が含有されていた。（平成26年）

- 湿式による作業の実施
- 作業主任者の選任と適切な作業指揮の実施
- 有効な保護具の着用等

1. 湿潤化

- ・剥離等作業は必ず湿潤化して行うこと。
- ・湿潤化が著しく困難な場合は、湿潤化した場合と同等程度の粉じん濃度まで低減させる方策を講じた上で作業を実施すること。

2. 除じん機能付き集じん排気装置の設置

- ・隔離区域等内作業場に除じん機能を有する集じん排気装置を設けること。
- ・集じん排気装置の排気口は外部に設けること。十分な排気量を有すること。

3. 洗浄の徹底

- ・隔離区域等内作業場より粉じんを外部に持ち出さないよう洗身や作業衣等の洗浄等を徹底すること。

4. 立ち入り禁止

電動ファン付き呼吸用保護具の使用

- ・隔離区域等内作業場については、関係者以外の立ち入りを禁ずること。
- ・区域内で作業や監視を行う労働者については、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスクを着用させること。
- ・電動ファン付き呼吸用保護具のフィルターは、適切な期間ごとに交換するなど適切に管理して使用させること。

5. 呼吸用保護具の保管

- ・呼吸用保護具については、隔離区域等内作業場より離れる都度、付着した粉じんを十分に拭い、隔離区域等内作業場とは離れた汚染されていない場所に保管すること。

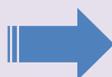
6. 運搬・貯蔵、保管

- ・隔離区域等内作業場の粉じんを運搬し、又は貯蔵するときは、当該粉じんが発散するおそれがないよう堅固な容器を使用し、又は確実な包装をすること。
- ・それらの保管については、一定の場所を定めておくこと。

施工業者

鉛健康診断

- 法令に基づく鉛健康診断の実施(6月ごとに1回)
- 鉛中毒の症状を訴える者に対する医師の診断



鉛中毒にかかっている者及び健康診断の結果鉛業務に従事することが適当でないと認める者にする労働安全衛生法第66条の5に基づく措置（医師等の意見を勘案して、鉛業務に従事させない等）。

④化学物質リスクアセスメント

- 印刷事業場での洗浄作業に従事する労働者が集団で胆管がんを発症した事案においては、胆管がんの原因物質は、特別規則の物質ほど有害性が高くないとされていた。しかし、結果として、長期間・高濃度でばく露することで健康障害が発生したと考えられた。また、この物質を採用した際にリスクアセスメントが実施されておらず、適切なばく露防止対策が講じられていなかった。
- 特に危険・有害な物質とされている特別規則の物質以外でも、人に対する一定の危険性・有害性が明らかになっている化学物質については、起こりうる労働災害を未然に防ぐために、事業者及び労働者がその危険性や有害性を認識し、事業者がリスクに基づく必要な措置を検討・実施するような仕組みを設ける必要がある。
- このため、**使用量や使用法によっては労働者の安全や健康に害を及ぼすおそれがある化学物質**（安全データシート（SDS）交付が義務づけられた物質）について、譲渡・提供の際に容器等に表示を義務付けるとともに、**リスクアセスメントを義務化**することとした。

化学物質のリスクアセスメント実施時期

＜法律上の実施義務＞

- ①対象物を原材料などとして新規に採用したり、変更したりするとき
- ②対象物を製造し、または取り扱う業務の作業の方法や作業手順を新規に採用したり変更したりするとき
- ③前の2つに掲げるもののほか、対象物による危険性または有害性などについて変化が生じたり、生じるおそれがあったりするとき
※新たな危険有害性の情報が、SDSなどにより提供された場合など

＜指針による努力義務＞

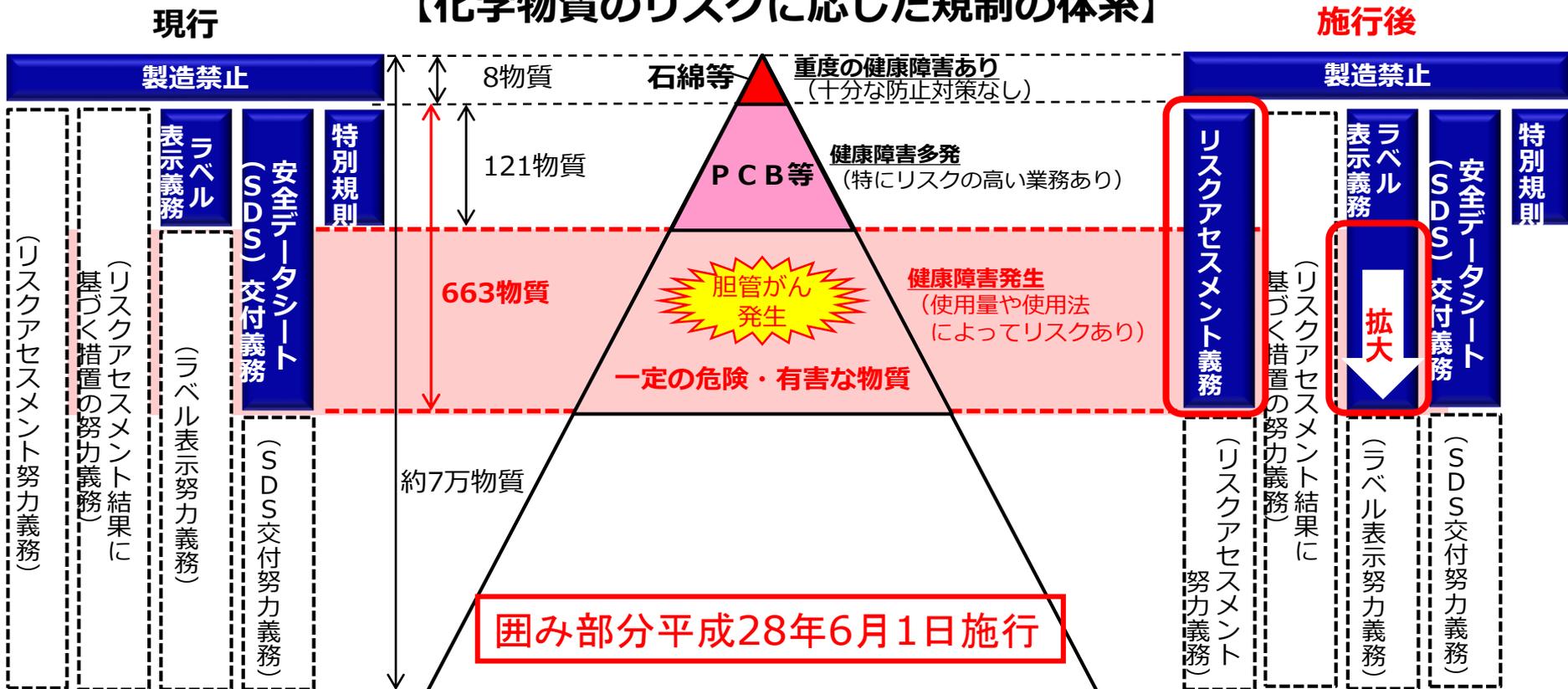
- ①労働災害発生時
※過去のリスクアセスメント（RA）に問題があるとき
- ②過去のRA実施以降、機械設備などの経年劣化、労働者の知識経験などリスクの状況に変化があったとき
- ③過去にRAを実施したことがないとき
※施行日前から取り扱っている物質を、施行日前と同様の作業方法で取り扱う場合で、過去にRAを実施したことがない、または実施結果が確認できない場合

施行日(平成28年6月1日)

化学物質のリスクアセスメント実施

- 特に危険・有害な物質とされている特別規則の物質以外でも、使用量や使用法によっては労働者の安全や健康に害を及ぼすおそれがあり、対策の強化が必要。
(胆管がん事案の原因物質は、発生時、特別規則の物質以外であった。)

【化学物質のリスクに応じた規制の体系】



- 一定の危険有害性が確認された物質についてリスクアセスメントを義務化
- ラベル表示義務の対象を拡大 ※併せて、表示事項 (義務) から「成分」を削除

現場では何をすべきか

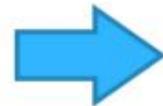
下請事業場に現場に持込む化学物質を報告してもらう
(持込み機械の申告制度と同じ)

ラベル表示を確認・SDSを確認・リスクアセスメント実施

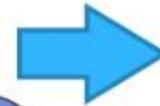
化学物質が来る



事業者や労働者
ラベルを見て
危険有害性に気づく



ラベルを見る



アクション!

事業者は

SDSを確認
SDSがなければ供給
元に交付を求める

労働者は

絵表示で
危険有害性を確認

危険有害性に応じた
リスクアセスメント
を行う

リスクアセスメントの
結果をみて対策を行う

元請としてはいつ・どこで・どの業者が・何を・どのくらい
注意点は何か？ 関係請負人に周知・調整

有害物の使用状況を確認する

- 現場内のパトロール・衛生管理者の定期巡視・衛生推進者の点検において、有害物の使用状況を十分確認してください。
- 場所・物質名・頻度・量を把握する。
- 適用となる規則の有無とその内容を確認
- 有機溶剤・鉛・特定化学物質・電離放射線
酸欠・硫化水素・石綿・粉じんなど

現場内の有害物管理について



型枠材に塗布する剥離材が入っているドラム缶です。
現場内で使用する溶剤については、どのような成分でどのような注意が必要か化学物質データシート等で確認してください。



塗装用の有機溶剤を集積倉庫です。保管して鍵をかけることとしていますが、容器が密封されていないため、溶剤が発散している状況にあります。
溶剤管理は密閉保存が必要です。

おわりに

- みなさまの会社では本日の講習内容を参考に、無災害での仕事の継続をお願いします。
- 万が一、災害が発生してしまった場合にはその内容が
生命に係る・爆発・3人以上の負傷・クレーン
有機溶剤・一酸化炭素・その他中毒
などの場合には電話等で第一報をお願いします。
- 連絡は現場を管轄する監督署安全衛生課まで
- 夜間・休日については災害発生ダイヤル
03（3512）1542（東京労働局）
ご静聴ありがとうございます。ご安全に！！